

## 介護保険で利用できる 訪問介護（外出介助）について

訪問介護は本来居宅で行われるもので、通院・外出介助は**例外的なサービス**ですが、日常生活上必要と認められる外出については、介護保険の対象となります。これは、通院・外出介助が、目的地に行くための居宅での準備を含む一連の行為と考えるためです。そのため、外出先のみでの介助など居宅での介護や援助を伴わない場合には利用することはできません。

また、外出の際に利用したバス等の交通機関の料金は、介護保険の対象とはならないため、利用者が負担します。

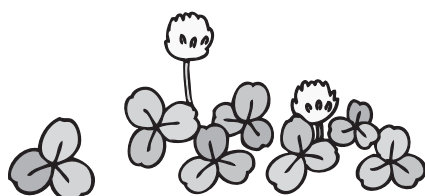
### 病院内の介助について

病院内は原則として病院側の責任において介助が行われるものであるため、ホームヘルパーが介助することは**介護保険の対象となりません**。ただし、利用者の状況により必要と認められ、ケアプランに位置づけた場合のみ、介護保険の対象となります。

#### 例えば

- ・認知症その他のため、見守りが必要な場合
- ・排せつ介助を必要とする場合

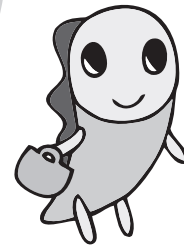
などです。単なる待ち時間など、ヘルパーが直接利用者を介助していない時間は、介護保険の対象外です。



## 介護保険が使える「外出介助」

日常生活上必要性が認められるもの

- 通院  
(原則として病院内は認められません)
- 近所のお店などへの日用品の買い物  
(趣味趣向的なものは認められません)
- デイサービスや介護保険施設の見学
- 家族への見舞い  
(ただし、頻繁でない場合に限る)
- 官公署への届出
- 選挙



## 介護保険が使えない「外出介助」

日常生活の範囲を超え、趣味趣向に関するもの

- × ドライブ
- × お祭りなど地域の行事への参加
- × 外食
- × カラオケ
- × 観劇・ミュージカル
- × 理容院・美容院
- × パチンコ
- × 冠婚葬祭

